

新株予約権失効時の処理に関する再検討

中 村 英 敏

目 次

- I. はじめに
- II. 日本における新株予約権失効時の取り扱い
- III. 米国基準およびIFRSにおける新株予約権失効時の取り扱い
- IV. 負債・純資産の区分と新株予約権の失効
- V. 投資意思決定からみた新株予約権戻入益の再検討
- VI. おわりに

I. はじめに

ここ数年、日本企業において役員や従業員に対してストック・オプションを付与する会社が増え、上場企業の6社に1社の割合に達しているといわれている¹⁾。このような現状からすれば、ストック・オプションの会計処理の重要性についても高まりつつあるといえる。また、近年の我が国の会計基準ではIFRSとのコンバージェンスが継続して行われている。そして、IFRSと我が国のストック・オプションの会計基準は、ストック・オプションの付与に伴う従業員等の労働の対価として費用を認識する点はIFRSと共通している。しかし、仮にストック・オプションが失効した場合に、我が国の会計基準においてはストック・オプションの帳簿価額を利益として認識する点がIFRSと不一致の取り扱いとなっている。

1) 日本経済新聞2015年1月31日夕刊より。この背景として、経営者に株主の視点を意識させることや、ここ数年の株高傾向があげられている。

このような失効時に利益を認識する取り扱いには ASBJ が「企業会計基準第 8 号ストック・オプション等に関する会計基準」を設定する際にも議論となった論点である。だが、我が国におけるストック・オプションの重要性が増していることに鑑み、改めて本稿において検討を試みたい。

なお、本稿においては権利が確定した新株予約権の失効のみを取り扱う。これには、新株予約権付社債を分離処理した場合や新株予約権を単独発行した場合、および従業員等にストック・オプションとして付与して権利確定条件が満たされた場合で、権利行使されずに失効したものが該当する。そして、従業員等が権利確定条件を満たせなかった場合は検討の対象外とする。

II. 日本における新株予約権失効時の取り扱い

現行の新株予約権が失効した際に利益を計上する会計処理（企業会計基準第 8 号、第 9 項）の元をたどれば、企業会計審議会が 1999 年に公表した「金融商品会計に係る会計基準の設定に関する意見書」に遡る。この意見書は旧商法における新株引受権付社債の取り扱いを定めていた。具体的には、新株引受権はいまだ株主からの出資として確定したものではないため、仮勘定の性質として負債の部に計上することとされていた（Ⅲ-七-1 項）。すなわち、当時の貸借対照表における資本の部は既存株主から出資を受けた額および留保利益に限定されていた。そのため、潜在株主からの受け入れ額である新株引受権を資本の部に計上することはできないため、負債の部に計上することとされた。そして、新株引受権が行使された場合には、株主からの出資としての性質が確定するため資本の部に振り替え、権利が行使されないまま行使期限が到来した場合には企業が何ら給付を行うことなく得られた金銭としての性質が確定するため利益計上されていた。その後、商法改正により 2001 年に導入された新株予約権について

も、従前の新株引受権と経済的実質は同一であるということから、特に会計処理の変更は行われなかった（実務対応報告第1号参照）。

その後、2004年に公表された「企業会計基準公開草案第3号ストック・オプション等に関する会計基準（案）」では新株予約権を負債の部と資本の部の中間区分としていた（第4項）。これは、新株予約権は何らかの返済義務を伴うものではなく、かつ現在の株主ではなく潜在的な株主に帰属する部分であることから、負債と資本の両方に該当しないことが論拠となっている（37項）。しかし、2005年に「企業会計基準第5号貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の公表により貸借対照表の資本の部が純資産の部に変更されたことに伴い、新株予約権を負債の部から純資産の部に計上する変更がなされた（企業会計基準第5号第7項）。この基準においては、企業会計基準公開草案第3号と同様に負債について「報告主体の資産やサービス等の経済的資源を放棄したり引き渡したりする義務という特徴を有する」ものという考え方が採用されている（第19項）。しかし、企業会計基準公開草案第3号と異なるところとして、企業会計基準第5号においては、「中間区分自体の性格や中間区分と損益計算との関係などを巡る問題が指摘されている。また、国際的な会計基準においては、中間区分を解消する動きがみられる。」（第20項）という理由から、貸借対照表に中間区分を設定することを否定している。そのうえで、資産と負債のいずれにも該当しないものを純資産の部にすることとされた（第21項）。この結果、新株予約権も返済義務のある負債に該当しないため、純資産の部に記載することとされた（第22項）。このような負債と純資産の考え方は、ASBJが2004年に公表し、2006年に改正された「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」とも一貫したものとなっている（第3章第5・6項）。

ただし、貸借対照表における新株予約権の取り扱いには負債の部から純資産の部へ変更されたが、本稿で特に検討する失効時の利益計上の取り扱い

については変更が行われていない。すなわち、純資産に計上した新株予約権のうち失効が確定した部分は利益として計上される（企業会計基準第8号第9項）。その論拠として、「行使されないまま失効すれば、結果として会社は株式を時価未満で引き渡す義務を免れることになる。結果が確定した時点で振り返れば、会社は無償で提供されたサービスを消費したと考えることができる。このように、新株予約権が行使されずに消滅した結果、新株予約権を付与したことに伴う純資産の増加が、株主との直接的な取引によらないこととなった場合には、これを利益に計上したうえで株主資本に算入する。」(46項)と説明されている。

このように、日本の会計基準では新株予約権の失効時に利益として計上する取り扱いがなされている。そして、その背景には、新株予約権の対価として受け取った財またはサービスは権利行使されるまでは資本出資ではないという考え方がある。そのため、新株予約権が失効した際には資本出資者以外から受け入れた財またはサービスの増加があったものとみなされて利益が計上される。また、貸借対照表においても以前の資本の部、もしくは現行制度の株主資本の区分には含めない取り扱いがされている。

Ⅲ. 米国基準およびIFRSにおける新株予約権失効時の取り扱い

いままで日本の制度会計における新株予約権失効時の取り扱いをみてきたが、海外の基準設定主体の議論では、FASBは1986年に開始した金融商品に関する検討の中で負債と資本の区分も議論している。そのため、日本の基準設定主体である企業会計審議会およびASBJよりもFASBの方が新株予約権に関する議論の蓄積がある。また、日本の制度会計がIFRSとのコンバージェンスを進めている以上、IFRSも無視することもできない。そこで、日本の制度会計に続いて、米国基準およびIFRSの現行基準における取り扱いについても確認しておきたい。

1. 米国における新株予約権失効時の取り扱い

日本基準とは異なり、米国基準においてはたとえ新株予約権が失効した場合であっても利益計上が行われることはない²⁾。また、新株予約権は、払込資本 (paid-in capital) として扱われる (ASC470-20-25-2, 718-10-35-2)。このような取り扱いは、諸概念ステートメントにおける負債と純資産の定義と整合的なものとなっている³⁾。

FASB が公表している諸概念ステートメント (SFAC6) において、負債および純資産は次のとおり定義されている。

「負債とは、過去の取引または事象の結果として、特定の実体が、他の実体に対して、将来、資産を譲渡しまたは用役を提供しなければならない現在の債務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲である。」 (par. 35)

「持分または純資産とは、負債を控除した後に残るある実体の資産に対する残余請求権である。」 (par. 49)

この定義からすると、金銭と引き換えに株式を引き渡さなければならない義務である新株予約権は純資産に該当する。そして、特に日本基準との違いとして、FASB の諸概念ステートメントおよび会計基準では純資産の

2) 従業員ストック・オプションについては、ASC718-10-35-3においてストック・オプションが失効しても既に認識した報酬費用の戻し入れを禁止されている。また、従業員ストック・オプション以外の新株予約権について、失効時に利益計上する規定は存在しない。

3) もっとも、新株予約権付社債の新株予約権部分については、FASB が設立され諸概念ステートメントが整備される前から APB Opinion14において払込資本として扱われている (par. 16)。米国におけるストック・オプション会計の歴史の変遷については、野口 (2004, 103-119頁)、引地 (2011, 16-41頁)、藻利 (2013) 等が詳しい。

中身を既存株主の請求権を表す株主資本とそれ以外の部分に分けていないことがあげられる。そのため、既存株主と同様に新株予約権保有者も企業に対する残余請求権を有する者に含まれることになり、その払込等も払込資本に該当する。

なお、FASBにおける負債と純資産の区分に関する議論の中で、2000年には負債の概念を見直す公開草案が公表され、その一部は2003年にSFAS150として基準化された。また、2007年には予備的見解として基本的所有アプローチなど、純資産を限定する方法も示された⁴⁾。しかし、その後のIASBと共同で行われたフレームワークの見直しに関するプロジェクトでは、財務諸表の構成要素に関する議論の成果物はFASBから公表されず、現在はIASBの単独プロジェクトに移行している。

2. IFRSにおける新株予約権失効時の取り扱い

IFRSにおいても、基本的に米国基準と同様の取り扱いがなされている。すなわち、純資産に計上された新株予約権は失効しても利益として計上されることはない⁵⁾。また、IASBが公表し、IASBに引き継がれているフレームワークにおける負債と純資産の定義についてもFASBの諸概念ステートメントとほぼ同じ規定がされている。

FASBと同様にIASBにおいても負債と純資産の区分に関する検討は行

4) 2007年に公表された予備的見解までの経緯については、拙稿（中村 2009）を参照されたい。

5) 従業員ストック・オプションについてはIFRS2 par. 23にて、既に認識した報酬費用の戻し入れを禁止している。また、従業員ストック・オプション以外の新株予約権については、公正価値の変動は財務諸表に認識しないとされ、失効時に利益計上する規定も存在しない。なお、負債と純資産の区分に関する会計基準について米国基準とIFRSは完全に一致するものではないが、一般的な新株予約権については同じ会計処理となる。

われており、FASBが2007年に公表した予備的見解を受けて、2008年にIASBとしてディスカッション・ペーパーを公表している。その後もフレームワークの見直しに関するプロジェクトの一環で議論が継続され、2015年にIASB単独で公開草案が公表されている。ただし、結果的に公開草案における負債と純資産の定義・区分および本稿の対象としている新株予約権に関連する部分については現行のフレームワークと大きな変更はない。

IV. 負債・純資産の区分と新株予約権の失効

1. 負債と純資産の区分の必要性

新株予約権の失効時の取り扱いを議論するにあたり、その前提として負債と純資産の区分について確認しておく必要がある。なぜならば、FASBにおける諸概念ステートメントおよびIASBのフレームワークにおいて、利益は資産および負債にもとづいて定義されているからである。具体的には、利益もしくは収益・費用は次のとおり定義がなされている。

「包括利益とは、出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である。包括利益は出資者による投資および出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む。」(SFAC6 par. 70)

「収益とは、当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。費用とは、当該会計期間中の資産の流出若しくは減価又は負債の発生形をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものをいう。」(IASB Framework par. 4.25)⁶⁾

また、そもそも企業会計においては、利益計算を行う必要性から負債と純資産を区分しなければならないということがいわれている。このことについて、FASBは1990年に公表した討議資料において、負債と純資産を区分する目的として「企業の財政状態の開示」と「利益の計算」の2つがあることを指摘している。そして、特に後者に関して、負債の増減は利益の測定に影響するが、「出資者からの出資、出資者への分配および資本自体の価値の変動は利益とはならない」ため「債権者からの請求権と出資者からの請求権を分けなければ、利益計算を行うことはできない」と指摘される（FASB 1990, pars. 65-67）。さらに、2007年に公表された討議資料においては、「負債商品と資本商品との区分は、負債比率および他の類似財務指標に影響を与えるが、ある実体の純利益の決定において最も重要である。」（FASB 2007, par. 3）と述べられており、特に利益計算のために区分が必要であることが強調されている。IASBでの議論においても、負債と純資産に関する議論の中で、負債と純資産の中間区分を加えた3区分ではなく2区分を指示する理由として次のとおり述べられている。

「持分を直接に定義して、別の構成要素（第3のクラスの請求権）を導入することは、負債と持分の両方の特徴を有する請求権をより適切に描写するかもしれない。しかし、別の構成要素を導入すると、分類及びその結果としての会計処理がより複雑となる。さらに、この第3のクラスの請求権の変動が収益又は費用の定義を満たすかどうかを決定することが必要となる。」（IASB 2015 par. BC 4.97）

つまり、第3のクラスを導入することによって、その区分に該当する項

6) IASBのフレームワークにおいては利益を直接定義していないため、ここでは収益および費用の定義を示しておく。

目に変動が生じた場合に損益に該当するの否かを議論しなければならない。そして、そのような議論は、既存の会計の枠組みを大きく変える可能性もあるため、これを避けるために第3の区分を設定していないということが読み取れる。

負債・純資産の区分と損益計算を結びつけることの一番大きなメリットは、利益が自動的に純資産の区分に分類された持分に帰属するものとして計算されることにあると考えられる。例えば、企業が発行した社債は、負債に分類される。そのため、当然のことながら社債にかかる利息は費用として処理される。したがって、企業が創出した付加価値のうち社債権者に帰属する部分は、利益から差し引かれていることになる。それに対し、企業が発行した株式は純資産に分類されるため、その配当は費用に該当せず、利益から差し引かれることはない。つまり、企業が創出した付加価値のうち、負債に分類される請求権の保有者に帰属する部分は費用もしくは収益として調整され、最終的に残った利益は純資産に分類される請求権の保有者に帰属するものとなる。このことによって、投資家が利益情報を用いるにあたり、利益が誰に帰属するものであるのかを識別できることになる。

2. 日本基準および「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」における負債と純資産の区分とその問題点

FASB および IASB のフレームワーク等において負債・純資産の区分と利益計算が完全に結びつけられているのに対し、日本基準および ASBJ が公表している「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」においては完全な結びつきがない。具体的に、「討議資料」において利益は次のように定義されている。

「包括利益とは、特定期間における純資産の変動額のうち、報告主

体の所有者である株主，子会社の少数株主，及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。」(第3章 par. 8)

この定義は，さきほど確認した FASB および IASB の定義と変わらないようにも読める。しかしながら，この定義に付されている注として次のことが説明されている。

「直接的な取引の典型例は，親会社の増資による親会社株主持分の増加，いわゆる資本連結手続を通じた少数株主持分の発生，新株予約権の発行などである。なお，純資産を構成する項目間の振替であっても，それらの項目の一部がここでいう直接的な取引によらないものであるときは，その部分が包括利益に含まれる場合もある。」(第3章注8，下線は筆者)

この注から明らかなことは，包括利益に資産・負債の変動以外のものが含まれることであり，この具体的な項目として本稿における議論の対象である新株予約権の戻入益が該当する⁷⁾。そこで，このような「討議資料」の考え方に問題はないのだろうか。

① 整合性の問題

一点目の問題点として，この「討議資料」にもとづく会計処理の整合性の問題点を指摘しておきたい。包括利益の定義からすると，オプションの所有者である新株予約権の保有者との取引については，包括利益には含ま

7) 企業会計基準第25号第4項では「討議資料」を受けて包括利益の定義を行っているが，新株予約権の戻入益については「持分所有者との直接的な取引によらない部分とされているものと解する」(25項)と明示されている。

れないことになる。しかし、新株予約権の失効時の取引は注8からオプション所有者との直接的な取引に該当しないものと理解しなければならない。だが、新株予約権の失効は、権利を保有する者が権利行使をしないという意思決定の結果として生じるものである。そして、失効時には企業と新株予約権保有者との間で明示的な取引は存在しないが、権利行使を行わないこと自体が新株予約権保有者から企業に対する権利放棄の意思表示である。よって、企業と新株予約権保有者との間に明示的な取引がないにせよ、会計上の取引は存在している。また、企業再生時にみられる100%減資も企業と株主の間で明示的な取引は存在せず、なおかつ半ば強制的に株式の効力を消滅させ⁸⁾、既存株主から新株主へ持分を移転するものである。そこで、新株予約権の失効と100%減資は、いずれも「報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者」が、企業との間で明示的な取引がなくその地位を失うものといえる。しかし、新株予約権の失効を利益とする一方で、100%減資を利益計上しないのは、整合性に欠ける取り扱いである。

さらに、「討議資料」の注では「その部分が包括利益に含められる場合もある。」とされ、直接的取引でない場合には利益に含む場合と含まない場合とがある表現となっている。だが、フレームワークが会計基準の理論的背景を説明し会計基準間の整合性を確保するためのものであることからすれば、利益の範囲という極めて重要な項目を規定するにあたり曖昧な表現を用いること自体が問題であろう。

8) 100%減資を行うには、株主全員の賛成を必要とせず、会社がすべての株式を取得する定款変更等の株主総会特別決議（会社法第111条2項、第108条2項7号）等によって行うことができる。さらに、会社更生手続きにおいて企業が債務超過の場合は、株主の議決権がなくなるため株主の同意が不要である（会社更生法第166条2項）。

② 負債・純資産の区分と利益の帰属

2点目として、利益の帰属先の考え方に関する米国基準・IFRSと日本基準の違いについて指摘しておきたい。大きな違いとしてFASBとIASBが負債・純資産の区分と利益計算を結びつけていたが、ASBJの「討議資料」および会計基準において、この結びつきを放棄していることがあげられる。

新株予約権について考えると、その性質は既存株主と同様に企業価値の増加によって新株予約権自体の価値が増加し、かつその上限が限定されていない。また、価値の下限についても既存株主と同様に限定されている。そして、新株予約権の本源的価値は原資産である既存の普通株式から行使価格を差し引いたものであるため、新株予約権の価値は普通株式の価値と連動している。仮に新株予約権の保有者が権利行使を行うと、この本源的価値の分だけ株価よりも低い価格で株式を取得できるが、反対に既存株主にとっては同額の持分が新株予約権を行使した新株主に移転する。このような持分の移転、すなわち株式の希薄化が確定するのは新株予約権が行使された時点であるものの、市場が効率的ならば既存の株式の価格には、新株予約権が行使されることを見越して権利行使前から希薄化効果が反映される。そして、新株予約権を純資産に区分するならば希薄化効果が調整されていない利益が計算されるため、純利益もしくは包括利益は既存株主だけでなく新株予約権保有者にも帰属し、両者が共有する関係にある。このような希薄化効果に関する情報を提供するため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益が計算される。

このことを踏まえて、米国基準やIFRSでは、現行基準の利益が既存株主だけでなく新株予約権など純資産に分類される様々な請求権に帰属する分も含めた合計としてされている。そのため、新株予約権の失効により生じた新株予約権保有者から既存株主への持分の移転は、同じ純資産に分

類される請求権の中の変動であり、利益として認識されない。これを仮に利益として認識するならば、新株予約権を負債に分類する必要がある。そのため、利益を純粹に既存の普通株主にのみ帰属するものとして計算するために、普通株式以外をすべて負債に分類する基本的所有アプローチが検討されたことも実際にあった⁹⁾。

しかしながら、ASBJが公表している討議資料においては、利益の「帰属」という用語を特別な意味で用いている。具体的には「帰属」に関連して純利益は次のとおり定義されている。

「純利益とは、特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く。）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。純利益は、純資産のうちもっぱら株主資本だけを増減させる。」（第3章9項）

そして、「報告主体の所有者に帰属する部分」とは、「報告主体の所有者との直接的な取引によって発生した部分、及び投資のリスクから解放された部分のうち、報告主体の所有者に割り当てられた部分」（第3章注6）とされている。

よって、会計基準においては当期純利益の一部が新株予約権等に帰属するという希薄化効果の存在を認めながら（企業会計基準第2号20項）、「討議

9) 詳細はFASB（2007）および拙稿（中村，2009）を参照されたい。この基本的所有アプローチは結果的に採用されていないが、ここではASBJとは異なり、FASBおよびIASBの議論は利益が新株予約権保有者等にも帰属することを前提とした議論が行われていることを強調しておきたい。

資料」では純利益は既存株主のみに「帰属」¹⁰⁾するものと位置づけており、一見矛盾した取り扱いがなされているといえる。「討議資料」において、このような純資産と純利益を切り離し、純資産とは別に定義された株主資本と純利益を結びつける定義がなされた理由の1つとして、特に包括利益との対比で純利益を強調することが指摘されている¹¹⁾。だが、それだけではなく旧商法・会社法において、資本を既存株主のみに限定し、純利益として分配可能利益の計算に主眼をおいていた頃の取り扱いを引き継いでいるとも考えられる。すなわち、「討議資料」における「帰属」を投資のリスクから開放され特に分配適状なものとして理解すれば、純利益も直ちに配当すれば既存株主にのみ分配され希薄化効果が生じないという意味において、既存株主に帰属しているといえる。そして、新株予約権の戻入益は、失効によって新株予約権にかかる払込みや労働役務の受入れが株主以外の者からであったことが確定し、株主に分配できるという意味で「帰属」す

10) 企業会計基準第22号においては、「子会社の資本」とは株主資本だけではなく評価・換算差額等も含まれ(23項(2))、「支配獲得日の子会社の資本は、親会社に帰属する部分と非支配株主に帰属する部分とに分け」(注7(1))という表現が用いられている。そして、「討議資料」の「帰属」からすれば、その他の包括利益累計額はどの株主にも帰属しないはずであるが、連結貸借対照表ではその他の包括利益累計額のうち非支配株主に帰属する額は「非支配株主持分」に含まれ、「その他の包括利益累計額」として表示されるのは親会社に帰属する額だけで示される。したがって、日本基準において「帰属」という用語が「討議資料」の意味で一貫して用いられているわけではない。

11) 例えば勝尾(2005)では、「討議資料では、投資家の将来キャッシュフロー予測に資する投資のポジションと成果の開示を財務報告の目的としてかかっている以上、投資家の将来予測に用いられる重要な情報である純利益を構成要素に含めないわけにはいかない。討議資料は、そうした考えにもとづいて包括利益とは別に独立した位置づけを純利益に与え、また同時にそれを生み出す投資の正味のストックとしての資本の概念に、純資産とは別に独立した位置づけを与えているのである。」と述べられている。

るために利益であるといえる。

ただし、このような分配できるという意味で「帰属」を捉えるとしても、現行の日本の会計制度を前提とすれば新株予約権をあえて利益計上する必要性は乏しい。なぜならば、現在の会社法においては、その他資本剰余金からの配当を認めている。したがって、新株予約権が発生した時点でこれを払込資本として扱い、失効した時点でその他資本剰余金へ振り替えることにより既存株主への配当も可能である。また、かつて商法が強行法規として企業会計原則に優先していた時代とは異なり、今日では会計基準の考え方が会社計算規則へ反映されるようになっている。そのため、旧商法における資本の考え方を前提とした新株予約権の処理を現在も踏襲する必要性は低い。よって、負債・純資産の区分と利益計算の結びつきを放棄することにより生じる新株予約権戻入益が投資意思決定に資する情報として有効であるのかどうかを次に検討したい。

V. 投資意思決定からみた新株予約権戻入益の再検討

1. 戻入益の適時性

新株予約権が失効すると、払い込まれた額だけ既存株主への持分の移転が確定する。しかし、そのような移転は市場が効率的ならば失効する前から時の経過とともに生じ、株価に反映される。よって、失効時に利益を計上したとしても、既に株価へ織り込まれているであろう情報を事後的に示すにすぎない。投資意思決定のために新株予約権にかかる持分の移転を適時に示すためには、さきほども述べたように新株予約権を純資産ではなく負債に分類し、公正価値で測定して評価差額を毎期の損益に計上しなければならない。

また、潜在株式調整後1株あたり当期純利益は、自己株式方式による計算が行われている（企業会計基準第2号55項）。この方法は、新株予約権が

行使されたと仮定して分母の株式数を調整する。したがって、新株予約権の本源的価値は調整されるが、時間価値の調整は行われない。さらに、既存株主と新株予約権保有者の間で生じる持分の移転をフローで表すものでもない。よって、潜在株式調整後1株あたり当期純利益の開示によって、持分の移転が適時に開示されているわけでもない¹²⁾。

もっとも、新株予約権にかかる持分の移転を適時に開示するならば、新株予約権を毎期公正価値により測定し、損益に反映させるなどの処理が必要になる。そして、現行の米国基準およびIFRSでもそのような処理は行われていない。よって、失効時に利益計上をしても適時性がない情報であるが、そのこと自体が米国基準やIFRSと比べて日本基準が劣っているというわけではない。そのため、次に利益計上を行うこと自体の問題点について指摘しておきたい。

2. 戻入益の発生原因

新株予約権の失効は、新株予約権保有者が権利行使を行わないことで生じるが、合理的な保有者ならば利得が生じる状態ならば行使を行うはずである。そこで、失効は行使価額よりも株価の方が低い場合に生じる。そして、新株予約権の保有者は、将来の株価上昇を期待して払い込みや労働サービスの提供を行っているはずである。そのため、新株予約権の失効は新株予約権の保有者が当初期待した株価の上昇が生じなかったことを意味する。

新株予約権の失効は、株価の上昇がなかったことからして、既存株主にとっても本来はネガティブな事象である。すなわち、新株予約権が存在することにより希薄化効果は生じるが、既存株主と新株予約権保有者はとも

12) 詳細は拙稿（中村 2014）を参照されたい。

に株価の上昇により自己の利得が増えるという点で利益を共有している関係にある。そのため、新株予約権の保有者が損をして、既存株主が得をする状況はほとんど生じないはずである¹³⁾。よって、新株予約権の失効による戻入益は、株主にとってネガティブな事象であるにもかかわらず利益を計上することになり、直感に反する利益計上となる。このことは、米国基準にSFAS159号の公正価値オプションが導入され、いわゆるリーマンショックによって生じた金融危機で金融機関が自己の信用リスク悪化による金融負債の評価益を計上したのと基本的に変わらない。このことに関連して、金融負債の評価益が問題とされる前から、野口（2006）は新株予約権の戻入益計上が「場合によっては赤字決算を回避できるかもしれないという、いわば利益の自動安定化装置を組み込む結果となってしまう。」と指摘している。さらに付け加えるならば、公正価値オプションによる負債評価益は毎期の公正価値測定により適時に計上されることで、資産から生じている評価損とのマッチングが達成されることもある。だが、新株予約権の失効益は失効時に全額を計上するため、適時性がなくマッチングが達成されるものでもない¹⁴⁾。したがって、負債評価益よりも新株予約権の失効による戻入益の方が、より問題のある処理であるといえるかもしれない。

また、従業員等に対するストック・オプションに限定すると、予め新株予約権に対する対価を受け取っているわけではなく、一定期間の勤務等に

13) 仮に新株予約権が株価よりも行使価額が高い条件で発行され、最終的に、新株予約権発行時の株価<失効時の株価<行使価額、となった場合には、株価は上昇して既存株主は得をしている一方で新株予約権保有者は払い込み等をした額だけ損をしたことになる。ただし、行使価額を高く設定すればするほど、新株予約権の払込額である発行時の公正価値が低くなり、新株予約権保有者から既存株主へ移転する持分も少なくなる。

14) 金融負債の評価益の議論については、拙稿（中村 2011, 2013）を参照されたい。

より権利が確定するものである。そのため、権利確定前から市場環境等により株価が期待どおり上昇しないことが明らかならば、従業員等は現金給与を受け取るため勤務を続けて権利行使条件は満たすが、ストック・オプションに見合う労働の提供は行わないという状況が生じ得る。もしくは、失効が生じるのは個々の従業員等にストック・オプションによる労働意欲の向上効果は生じているが、それを企業として利益に結びつけられず、結果として株価が上昇していない状況といえる。よって、日本基準における失効時の利益計上の論拠として、「無償で提供されたサービスを消費したと考える」ことをあげているが、そもそも失効という事実が新株予約権に見合う労働サービスの提供を受けていない、もしくは受けた労働サービスを活かしきれていないことを表すと考えれば、論拠として弱いものといえる。

VI. おわりに

本稿では、新株予約権の戻入益について検討を行った。ASBJの「討議資料」および日本基準においては負債・純資産の区分と利益計算が完全に結びつけられていないために、新株予約権は純資産に分類されるが、利益の「帰属」先には含まれていないという特徴があった。そこで、負債・純資産の区分と利益計算を結びつけることにより、利益が自動的に純資産に分類される持分所有者へ帰属するものとして計算されるという関係を「討議資料」および日本基準では放棄していることを明らかにした。そして、この関係を放棄することで、日本基準はかつての商法において資本を既存株主に限定する考え方を踏襲しているが、現在は旧商法の考え方を維持する必要性が乏しいことを指摘した。

また、投資意思決定のための会計に主眼を置いたとしても、新株予約権の失効時に戻入益を計上しても適時性がなく株価の下落の結果として戻入

益が生じることから、投資家にとって直感に反する利益計上となる問題点を指摘した。特に直感に反する利益計上は、金融負債を每期公正価値で測定している際に自己の信用リスクの悪化によって生じる評価益と同様の問題であり、米国基準およびIFRSが戻入益を認めていないことの比較からしても日本基準の問題点といえる。

最後に、新株予約権の戻入益は、収益認識の問題ではなく、資本や純資産および負債概念にも関わる課題である。そのため、本稿のように新株予約権を純資産へ区分することの是非に触れずに戻入益だけを議論することは、不完全な検討であるかもしれない。だが、戻入益の計上は米国基準やIFRSでは採られていない日本基準の特徴的な処理の1つであることから、IFRSとのコンバージェンスを進めるにあたり、本稿で示した問題点を踏まえた再検討が必要であるように思われる。

参考文献

- 勝尾裕子（2005）「第7章 重要論点の補足と検討」斎藤静樹編著『詳解 討議資料財務会計の概念フレームワーク』、122-139頁、中央経済社。
- 企業会計基準委員会（2002）「実務対応報告第1号 旧商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」。
- 企業会計基準委員会（2002）「企業会計基準第2号 1株当たり当期純利益に関する会計基準」（2013年改正）。
- 企業会計基準委員会（2004）「企業会計基準公開草案第3号 ストック・オプション等に関する会計基準（案）」。
- 企業会計基準委員会（2004）「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（2006年改正）。
- 企業会計基準委員会（2005）「企業会計基準第5号 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会（2005）「企業会計基準第8号 ストック・オプション等に関する会計基準」。
- 企業会計基準委員会（2008）「企業会計基準第22号 連結財務諸表に関する会計基準」（2013年改正）。

- 企業会計基準委員会（2010）「企業会計基準第25号 包括利益の表示に関する会計基準」（2013年改正）。
- 企業会計審議会（1999）「金融商品会計に係る会計基準の設定に関する意見書」。
- 中村英敏（2009）「負債・資本の区分問題と資産負債観」『経理研究』第52号，230-240頁。
- 中村英敏（2011）「金融負債の公正価値測定に関する一考察」『会計プロGRESS』第12号，13-27頁。
- 中村英敏（2013）「金融負債の公正価値測定に関する考察と課題」『商学論纂』第54巻第6号，443-469頁。
- 中村英敏（2014）「自社株式オプションの負債・資本分類と公正価値測定」『商学論纂』第55巻第4号，643-660頁。
- 野口晃弘（2004）『条件付新株発行の会計』白桃書房。
- 野口晃弘（2006）「新株予約権の表示方法に内在する会計問題」『企業会計』第58巻第9号，62-67頁。
- 引地夏奈子（2011）『ストック・オプションの会計問題』中央経済社。
- 藻利衣恵（2013）「ストック・オプション会計に関する歴史の変遷」『産業経理』第73巻第2号，174-185頁。
- American Institute of Certified Public Accountants (1969) *Accounting Principles Board Opinion No.14 Accounting for Convertible Debt and Debt Issued with Stock Purchase Warrants.*
- Financial Accounting Standards Board (1985) *Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 Elements of Financial Statements — a replacement of FASB Concepts Statement No. 3.*（平松一夫・広瀬義州共訳（2002）『FASB 財務会計の諸概念〈増補版〉』中央経済社。）
- Financial Accounting Standards Board (1990) *Discussion Memorandum: Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both.*
- Financial Accounting Standards Board (2000) *FASB Exposure Draft: Proposed Amendments to FASB Concepts Statement No. 6 to Revise the Definition of Liabilities.*
- Financial Accounting Standards Board (2003) *Statements of Financial Accounting Standards No. 150: Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity.*
- Financial Accounting Standards Board (2007) *Preliminary Views: Financial Instruments with Characteristics of Equity.*

International Accounting Standards Board (2004) *International Financial Reporting Standard 2 Share-based Payment*. (2009年改正)

International Accounting Standards Board (2008) *Discussion Paper: Financial Instruments with Characteristics of Equity*.

International Accounting Standards Board (2015) *Exposure Draft: Conceptual Framework for Financial Reporting*.

International Accounting Standards Committee (1989) *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. (本稿では2010年にIASBより公表された際のパラグラフ番号を参照している。また、eIFRSの2015年版の日本語訳を参照している。)

